

(六) 永保社の問題 (続)

当時も利息制限法があり、100円以下年20%、1,000円以下年15%、1,000円超年12%でした。これを越えれば制限法に違反する意味で「高利」になるわけです

から、高利か否かの判断は簡単ではなく、単なる借主が取つてしまえば、

# 新連載 皆野町の秩父事件⑧

ところが、利息制限法を上まわる金利を設定していた銀行の例もあり、貸金業者・永保社のような出資会社(「生産会社」という)、共同体内の頼母子講、もしくは人間の貸借の

金利がどうなっていたか。これらの平均値が分からない限り「相場」に対して高利か否かを判断することは出来ないことになり、その際問題になるのは、例え

ば1月15日に3月末

日限り金利20%で100円を借りた場合、期限日に返済する元利は12円8銭2厘のはずですが、当時横行していたとされる「二分切・三月縛」の例だと100円の証書を入れて借主が受け取るのは8円、200円は貸主が取つてしまいます。「月縛り」は日ではなく月を単位にしますから、これを計算すると借主が期限日に返済する元利は12円46銭5厘で年利換算すると64.2%になります。つまり、金額・利子・期限が記載された証書が現存していても、右例のような法に触れる部分は口頭で済ましたから(借主がこれに不服であれば貸さない)実際の金利は分からないのです。

当時の一般的な金利の例として、下吉田青葉家の貸金年換算利子は16.7%、太田部新井家文書の「学校資本金取立簿」の金利は12%であり、『持田日記』発



山田惣太郎年譜

刊で明らかになった四例には「月縛」も見られますがその平均金利は16.7%です。10~20%が共同体内外の個人間の一般的な金利だったと推定されます(利息制限法定内)。これに対して『田中千弥日記』の「二分切・三月縛りの悪徳高利貸」の例の利子は年利換算すると32.4%、「秩父暴動事件概略(矢尾店日記)」「秩父事件史料集成」(所収)大宮郷のある「不仁ノ高利貸業者」の例は年利約120%になります。

## 通学路調査に参加して

常山 知子

議会の産業建設常任委員会で通学路危険箇所と指摘されている現場に行って調査をしました。私は産業建設のメンバーではありませんが、通学路調査は総務教育にも大いに関係がありますので参加させていただきました。梅雨が明け、夏本番となった7月18日、一日かけて、24ヶ所をまわりました。

指摘されている危険箇所には立ちましたが、子どもたちと一緒に歩いてみたほうがわかりやすい所もありました。今回調査した場所は、町ですぐ改善できるところ、県に要望するところ、学校と話して改善するところなど、整理し、調査しただけで終わらないよう、次に続けていきたいと思えます。事故が起きてからでは遅いのです。

## 新米議員のつむぎつむぎ

常山 知子

月一回、腰の公会堂が近所の人との交流の場となります。

名称は「きらく会」気軽に来て、お茶のみをしながらおしゃべりする。帰りたいときに帰る。そんな気軽さがいい感じですよ。せっかく、皆さんが集まるのなら健康チェックを！と医療生協の私たちがおじゃまするようにになりました。ストレッチ体操や指体操も一緒にやります。

大淵の公会堂も月二回、近所の人との交流の場になります。きらく会の先輩です。みなさん、この日を楽しみに待っています。お弁当を注文して、お昼をみんなで食べます。地域ごとにある公会堂が、このように地域の人が気軽に集まれる「いいこの場」となったら、すばらしいと思いませんか？お世話をする人は大変ですが、お年寄りを地域で見守る、こんな公会堂活用がもっと増えてほしいと思います。

